持ち帰りバッグ購入支援事業補助金

補助金の概要

食べ残しゼロによる食品ロスの削減を目指し、外食時の食べ残しの持ち帰りの定着を図るため、食べ残し用の持ち帰りバッグを導入する事業者・飲食店を支援します。

≪食品□スについて≫

食品ロスとは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本の食品ロスの発生量は、約522万トン(令和2年度推計値)発生しているとされており、うち外食産業での発生量は81万トン発生していると推計されています。



区分	補助の対象となる経費	対象となる事業者	補助率	上限額
持ち帰り バック購入 支援事業	持ち帰り用環境配慮容器の制作・ 購入費用 ※持ち帰り環境配慮容器の例: リユース容器、紙・竹製等のバイオマス 素材使用容器、生分解性プラスチック 使用容器、バイオマス素材配合容器、 エコマーク認証容器 等 ※使い捨てプラスチック製容器は補助対 象外です。	県内の飲食 店、旅館・ホ テル等	10/10	1事業者につき 2万円 複数店舗を
		テイクアウト用の容器(環境配 慮容器に限る)の購入等につ いては、「とっとりプラごみゼ ロ」チャレンジ事業補助金を ご利用ください。		有する事業者 の場合 4万円

申込方法等

甲請:令和7年1月31日

※予算の上限額に達した場合、募集期間中であっても終了 することがあります。

提出書類

□申請書 □飲食店(喫茶店)営業許可証の写し □購入容器の見積書または商品名・単価・購入予定数がわかる資料 □補助対象容器に該当していることがわかる資料(商品カタログ等)

※補助対象となる経費は交付決定日以降に支払った経費のみですのでご注意ください。

申請方法、 提出先

郵送の場合

必要書類を以下の宛先へお送りください。

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 県庁循環型社会推進課

電子申請の場合

鳥取県ホームページ(とりネット)に掲載しているリンクから「とっとり電子申請サービス」のwebページに移動し、必要事項を記入、添付ファイルを添付して申請してください。

注意事項

<u>今までに当補助金を受給したことがある場合は、再度の申請はできま</u>せんのでご注意ください。

問合せ先

県庁循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 ☎0857-26-7198 FAX0857-26-7563 電子メール junkanshakai@pref.tottori.lg.jp

本補助金の概要や申請様式のダウンロード、電子申請はこちら。





循環型社会推進課HP